

議案第三十二号

東京都後期高齢者医療広域連合葬祭費事務の受託について  
右の議案を提出する。

平成二十二年二月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

東京都後期高齢者医療広域連合葬祭費事務の受託について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、  
東京都後期高齢者医療広域連合の葬祭費の事務を、別紙の規約により受託する。

（説明）

東京都後期高齢者医療広域連合の葬祭費の事務を受託するため、地方自治法第二百五十二条の十四第三項の規定に基づき、本案を提出いたします。

東京都後期高齢者医療広域連合と港区との間における葬祭費の事務委託  
に関する規約

(葬祭費の事務の委託)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）は、港区（以下「乙」という。）に対し、港区後期高齢者医療に関する条例（平成20年港区条例第12号）第3条に規定する被保険者の死亡に関して、東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年東京都後期高齢者医療広域連合条例第44号。以下「広域連合条例」という。）第1条の2に規定する葬祭費に関する事務（以下「葬祭費事務」という。）を委託する。

(委託事務の管理及び執行)

第2条 葬祭費事務の管理及び執行については、広域連合条例、東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年東京都後期高齢者医療広域連合規則第6号）等（以下「広域連合条例等」という。）に定めるところによるものとする。

2 前項に定めるもののほか、葬祭費事務の管理及び執行に関し必要な事項は、乙が別に定めることができる。

(委託事務に関する経費の支弁)

第3条 葬祭費事務の委託に要する経費の額及び交付の時期は、甲及び乙が協議して別に定める。

(広域連合条例等改正等の場合の措置)

第4条 甲が、葬祭費事務の委託について適用される広域連合条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、甲はあらかじめその旨を乙に通知しなければならない。

2 乙が、第2条第2項の規定に基づき葬祭費事務の委託についての定めを制定し、又は改廃しようとする場合においては、乙はあらかじめその旨を甲に通知しなければならない。

(事務の調整)

第5条 この規約に定めるもののほか、葬祭費事務の委託に関し必要な事項又は疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して別に定める。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。